

平成 23 年 1 月

伊那弥生ヶ丘高等学校同窓会  
会 員 各 位

伊那弥生ヶ丘高等学校同窓会長  
清 水 貞 子

### 寄附金の免税措置について

新春の候 皆様にはご健勝でお過ごしのこととお慶び申し上げます。

日頃より同窓会活動につきまして御理解、御協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、記念事業の寄附金を支払った場合の免税措置について、関東信越国税局から許可になっております。その取扱いについては、下記のとおりですのでよろしくお願い致します。

### 記

#### 1 寄附金控除の計算方法

寄附金額 × 0.8 - 2,000 円 = 寄附金控除額

(寄附金のうち 80%相当額が、国税局から認められた額です。)

※ただし、寄附金額は寄附者の所得金額の 40%が限度となります。

[計算例] 寄附金 10,000 円の場合

10,000 円 × 0.8 - 2,000 円 = 6,000 円

6,000 円が所得から控除されます。

#### 2 適用を受けるための手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、寄附した団体から交付を受けた領収書(別紙)を添付する必要があります。

※ ご不明な点につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

伊那弥生ヶ丘高校同窓会事務局  
TEL・FAX 0265-76-0615  
E-mail [yayoidoso@heart.ocn.jp](mailto:yayoidoso@heart.ocn.jp)  
(平日 午前中開館)